

一般財団法人 VISIT はちのへ 視察受入に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、一般財団法人 VISIT はちのへ（以下「VISIT はちのへ」という。）が、事業等の視察（以下「視察」という。）を受け入れ、VISIT はちのへが保有する情報等を提供する際の手続き等について必要な事項を定めるものとする。

(申込)

第2条 視察を希望する者又は講師派遣を希望する者（以下「視察者等」という。）は、視察を希望する日の 10 日前までに、VISIT はちのへ所定の方法にて申し込むこととする。

(受付)

第3条 VISIT はちのへは、前条の規定による申込みを受けたときは、所管部署と受入れの可否について協議し、その結果を視察者等に通知する。

2 所管部署は、円滑な視察を行うため、必要な事項について視察者等と事前に調整を図るものとする。

(視察費用等の徴収)

第4条 VISIT はちのへは、視察に伴う費用（以下「視察費」という。）として、視察の時間、受入れ人数等に応じて、別表1に定める金額を徴収する。

(視察費の支払い方法)

第5条 視察費は、原則として視察終了後に VISIT はちのへが発行する請求書に基づき、支払うこととする。

(視察費の免除)

第6条 理事長は、公益上必要があると認められるとき、その他特別の理由があると認めるときは、第4条の規定による視察費を免除することができる。

(視察のキャンセル料)

第7条 VISIT はちのへは、視察者が視察申込み後に、視察者の都合により視察を取消すこととなった場合、視察予定日までの日数に応じて、別表2のとおりキャンセル料を徴収する。

2 キャンセル料の徴収方法については、第5条の規定を準用する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する

別表1（第4条関係）

区分	内容		基本料金	受入人数	追加料金
講義	VISIT はちのへの取組について（1時間）		20,000円	10名	1,000円/人
区分	プランニング	対応時間	基本料金	受入人数	追加料金
視察	有	（同行無し）	10,000円	—	—
		2時間以内	20,000円	10名	1,000円/人
		4時間以内	40,000円		2,000円/人
		6時間以内	60,000円		3,000円/人
	無	2時間以内	15,000円		1,000円/人
		4時間以内	30,000円		2,000円/人
		6時間以内	45,000円		3,000円/人
区分	内容		基本料金		受入人数
講師派遣	VISIT はちのへの取組について（1時間）		100,000円	—	—

※視察対応は移動時間を含む。 ※講師派遣の旅費は実費請求とする。

※受入人数を超えた場合、規定の追加料金が発生する。

※講師派遣以外の区分について、八戸圏域内宿泊施設に宿泊される場合、宿泊者1人につき1,000円を基本料金から減額する。ただし、減額の上限は基本+追加料金の1/2までとする。

別表2（第7条関係）

区分	キャンセル料
7日～4日前	料金の20%
3日～2日前	料金の50%
1日前	料金の80%
当日及び無連絡のキャンセル	料金の100%